

知財・無形資産ガバナンス調査報告書

知財ガバナンス研究会／知財コンサル等分科会

2024年3月22日

知財ガバナンス研究会 代表幹事 / 知財コンサル等分科会 リーダ HRガバナンス・リーダーズ 菊地 修
知財ガバナンス研究会 知財コンサル等分科会 サブリーダー IP VALUATION 特許事務所 松本 浩一郎

1 はじめに

- 知財ガバナンス研究会では、コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所）の改訂およびそれを受けた知財・無形資産ガバナンスガイドライン（内閣府知的財産戦略推進事務局、Ver.1.0、Ver.2.0）の公表を踏まえ、日本企業における知財・無形資産ガバナンスの実施状況に関する調査を行ってきている。
- 2022年6月には、JPX日経インデックス400選定銘柄を対象とした調査（以下「JPX400 調査」）を、昨年3月には東証プライム上場企業の時価総額上位950社を対象とした調査（以下「プライム2023調査」または「前回調査」）をそれぞれ公表した。
- 今年度は、時系列での比較を行うため、昨年度のプライム2023調査を踏襲し、東証プライム上場企業の時価総額上位960社（*1）を対象に、知財・無形資産の投資・活用戦略やガバナンス体制に関する開示状況について、前回と同様の調査（以下「プライム2024調査」または「今回調査」）を行った。

*1：東証プライム上場企業の時価総額上位960社（2023年11月6日現在、SPEEDA様ご提供データによる）

2-1 調査の概要

項目	内容
調査期間	2023年11月～2024年1月
調査対象企業	東証プライム上場企業の時価総額上位960社（2023年11月6日現在、SPEEDA様ご提供データ）
調査対象範囲	ミニマム・スタンダード調査（以下「MS調査」）：コーポレートガバナンス報告書（1次リンク先含む） ポジティブ・アクション調査（以下「PA調査」）：統合報告書を中心とした任意開示全般 好事例候補調査：ポジティブ・アクション調査における高評価企業
調査対象項目	MS調査：補充原則3-1③および同4-2②に関する記載内容 PA調査：①中長期ビジョン実現に必要な知財・無形資産（ビジョン）、②成長ストーリー（価値創造プロセス）を伴う知財・無形資産投資活用戦略（ストーリー）、③ビジョン実現に必要な知財・無形資産の把握（知財把握）、④知財・無形資産投資等のガバナンス体制（ガバナンス）、⑤知財・無形資産戦略の活動内容（戦略）、⑥知財・無形資産投資等に関するKPI（定量的指標）の目標値（KPI）の6項目および総合評価
評価方法	MS調査：◎、○、△および×の4段階（評価基準：2-2 4ページの評価基準参照） PA調査（総合評価以外）：○、△および×の3段階（評価基準：2-3 5ページの評価基準①～⑥項目参照） PA調査（総合評価）：◎、○、△および×の4段階（評価基準：2-3 5ページの評価基準⑦項目参照）

（注1）本調査は原則として、調査対象会社1社につき2名が独立に評価しており、本報告書作成にあたっては、高い方の評価を採用した。

（注2）評価を点数への換算は、◎を3点、○を2点、△を1点、×を0点としている。

2-2 CG報告書の記載内容（MS調査）の評価基準

補充原則3-1③

評価	評価基準
◎	知財・無形資産の投資・活用戦略等に対する実体的な取り組みが、経営戦略や経営課題との整合性を踏まえ、具体的に記載している
○	知財・無形資産の知財活動（特許出願等の権利化やリスク管理など）が具体的に記載している
△	知財・無形資産に関する記載はあるが、具体的な取り組み内容に関する記載はなされていない（今後の活動表明等に留まっている場合を含む）
×	知財・無形資産に関する記載はない（単に、知財・無形資産等の言葉をタイトル等を使用している場合を含む）

補充原則4-2②

評価	評価基準
◎	現在既に、取締役会で、知財・無形資産の投資等に関して監督していることが記載されている
○	今後、取締役会で、知財・無形資産の投資等に関して監督していく予定であることが記載されている
△	取締役会ではなくても、執行部門において、知財戦略会議の設置等、知財活動に関する推進体制の記載している
×	知財・無形資産に関する活動体制等の記載はない

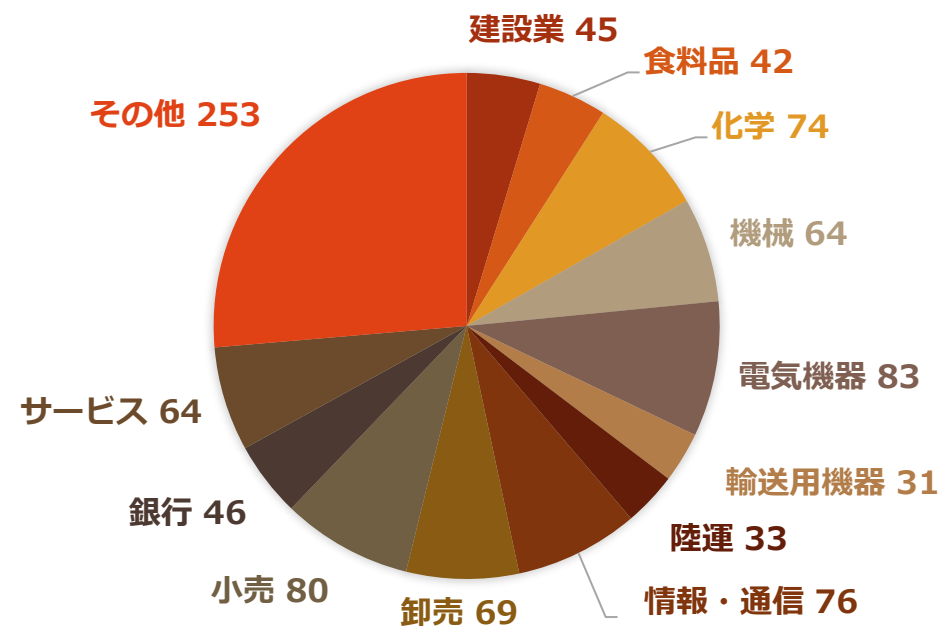
2-3 統合報告書などの記載内容（PA調査）の評価基準

項目	評価基準（投資家の視点を踏まえ、以下の①-⑥項目を調査し、⑦の総合評価を行う）
①ビジョン	中長期ビジョン実現に必要な知財・無形資産の説明について、 ○：知財の具体的な記載あり。△：知財の記載はあるが不十分。×：知財・無形資産の説明なし。
②ストーリー	成長ストーリー（価値創造プロセス）を伴う知財・無形資産投資活用戦略の説明について、 ○：知財の具体的な記載あり。△：知財の記載はあるが不十分。×：知財・無形資産の説明なし。
③知財把握	ビジョン実現に必要な知財・無形資産の把握（成長の源泉となるAsIsとToBeの考察）について、 ○：知財の具体的な記載あり。△：知財の記載はあるが不十分。×：知財・無形資産の説明なし。
④監督体制	知財・無形資産投資等のガバナンス体制の説明について、 ○：知財の具体的な記載あり。△：知財の記載はあるが不十分。×：知財・無形資産の説明なし。
⑤戦略活動	知財・無形資産戦略の活動内容（知財・無形資産の創造・保護・活用、リスク管理他）について、 ○：知財の具体的な記載がある。△：知財の記載はあるが不十分。×：知財・無形資産の説明がない。
⑥KPI	○：知財・無形資産投資等に関するKPI、または定量的指標の目標値（10年後までのコンテンツ制作数等）記載あり。 △：知財・無形資産投資等に関するKPIの記載なし、これまでの活動成果の実績値（過去の出願件数等）のみ開示あり。 ×：知財・無形資産投資等に関するKPIや指標の記載なし
⑦総合評価 （◎や○は、 好事例候補 として選定）	◎：上記①-⑥までの活動で（○）5個以上の場合や、少なくとも○が4個以上で、その中に優れた活動がある場合 ○：上記①-⑥までの活動で（○）が4個以上の場合や、少なくとも○が3個以上で、その中に優れた活動がある場合 △：上記①-⑥までの活動で（○）が2個以上の場合や、少なくとも○が1個以上で、その活動が優れている場合 ×：上記①-⑥までの活動の（○）が、1個以下の場合

3 調査対象企業の業種別：幅広い業種にわたって分布

- 調査対象企業は、東証プライム市場の株式時価総額上位960社（2023/11/6現在）である。
- 東証33業種分類のうち、化学、機械、電気機器、情報・通信、卸売、小売、サービスで50社を超える会社が属しており、製造業のみならず、非製造業まで含まれた幅広い業種での分析となっている。
- 前回との比較では、時価総額の変動により、卸売（8社増）および銀行（8社増）で企業数が増加した一方、サービス（12社減）、情報・通信（8社減）および小売（7社減）で企業数が減少した。

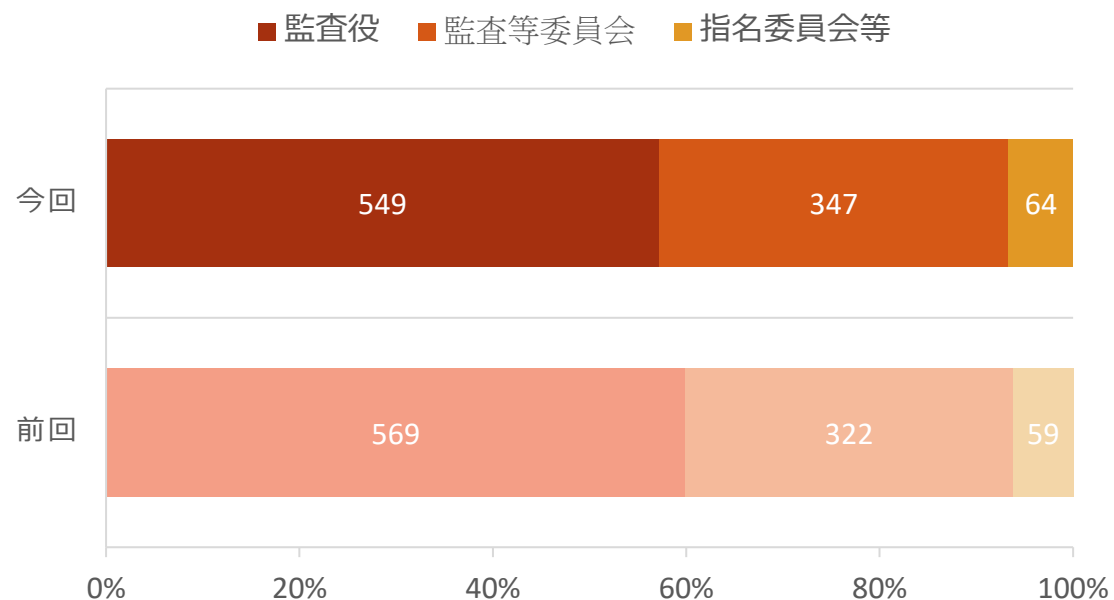
業種別企業数（社）



4 ガバナンス機関設計別：監査等委員会が徐々に増加

- 調査対象会社をガバナンス機関設計別に集計すると右の通りとなる。
- 監査役設置会社が57%（549社）と全体（960社）の過半数を占めているが、前回の60%（569社）と比較すると3%ポイント低下しており、減少傾向にある。
- 監査等委員会設置会社は36%（347社）を占めており、前回の34%（322社）から2%ポイント上昇した。
- 指名等委員会設置会社は7%（64社）と最も少ないが、前回の6%（59社）からは1%ポイント上昇している。

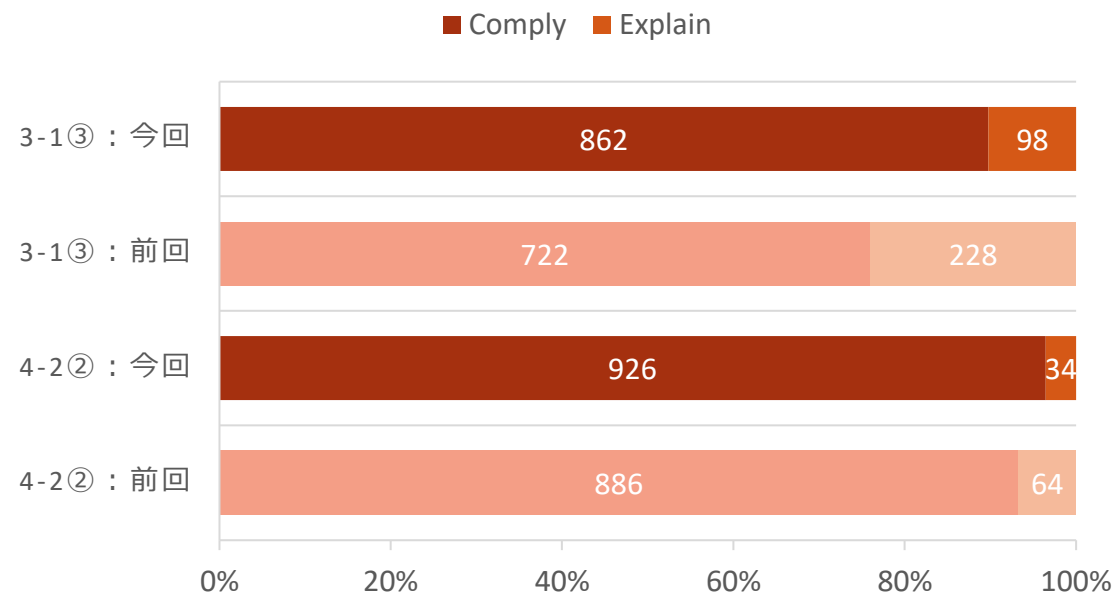
ガバナンス機関設計別（社）



5-1 CGコード遵守状況：9割以上がCOMPLY

- 補充原則3-1③
 - 全960社中90%（862社）の会社がComplyであり、前回の76%（722社）から14%ポイントの上昇となった。
 - Explainの割合は10%と前回（24%）の半分以下に低下した。
- 補充原則4-2②
 - 全960社中96%（926社）の会社がComplyであり、前回の93%（886社）からさらに3%ポイント増加した。
 - Explainの割合は4%と前回（7%）からさらに低下した。
- 補充原則3-1③および補充原則4-2②のいずれについても、調査対象の9割以上の企業が、コーポレートガバナンス・コードを遵守している（Comply）と宣言している状況である。

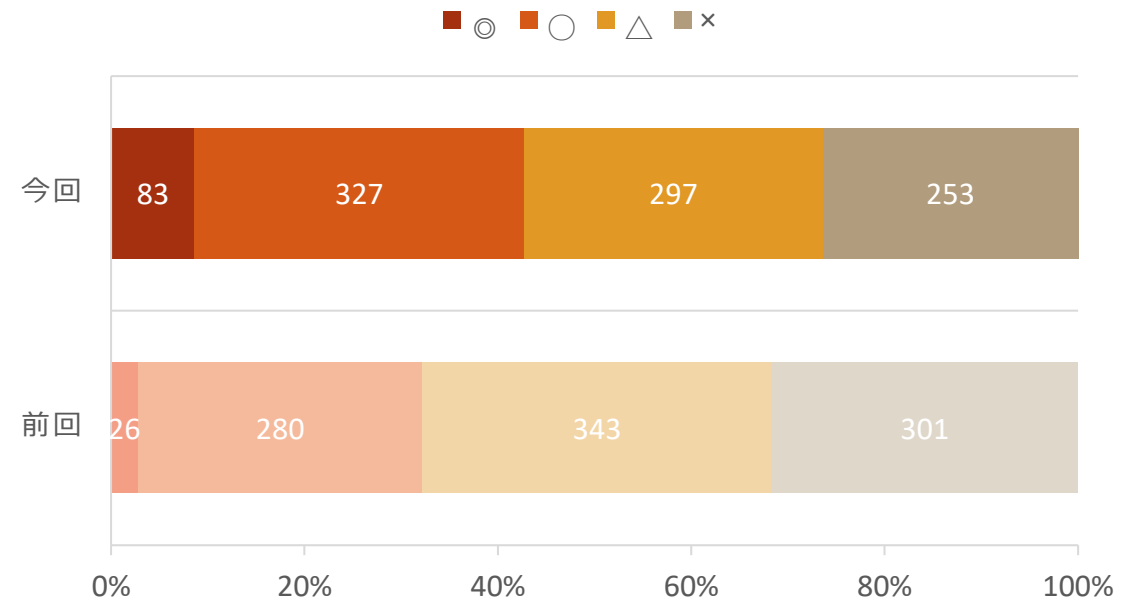
CGC遵守状況（社）



5-2 補充原則3-1③：記載状況は全般的に改善するも不十分

- コーポレートガバナンス・コードに基づくコーポレートガバナンス報告書の作成・公開は、上場会社の義務であり、ミニマム・スタンダードと位置付けられる。
- コーポレートガバナンス報告書における補充原則3-1③の実践状況を評価した結果は、右のとおりである。
- 記載状況は全般的に改善している。
 - 「◎」と評価された企業の割合は、前回の3%（26社）から9%（83社）へ、「○」評価も前回の29%（280社）から34%（327社）へと、それぞれ増加
 - 他方、「△」評価は前回の36%（343社）から31%（297社）へ、「×」評価も前回の32%（301社）から26%（253社）へ、それぞれ減少
- しかし、「◎」と「○」を合わせても全体の43%にとどまっており、半数にも届いていない。
- 改善はしているがまだまだ期待される水準までは至っていないのが現状である。

補充原則3-1③の記載状況（社）



5-2 (補足) 補充原則3-1③について開示を要する事項

- コーポレートガバナンス・コードの各原則のうち、14の原則については、原則の実施に際して、特定の事項を開示することが求められており、補充原則3-1③はその対象である。
- 補充原則3-1③は、その名称が「サステナビリティについての取組み」となっているが、2021年6月の改訂により、人的資本や知的財産への投資等が追加されている。
- この「人的資本や知的財産への投資等」は、右のとおり、サステナビリティとは別の開示項目として定められているものであるが、原則の名称からは読み取れないこと、また原則の改定により追加されたものであることから、理解が十分でなかったり、誤解されている面もあると考えられる。
- なお、本調査では、知的財産を含む知財・無形資産に関して記載があるか否かに応じて、分析を行っている。
 - 本補充原則の名称を「サステナビリティおよび人的資本・知的財産についての取組み」または「経営戦略の開示に関する取組み」と変更した方が好ましいと考える。

【補充原則3-1③】

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

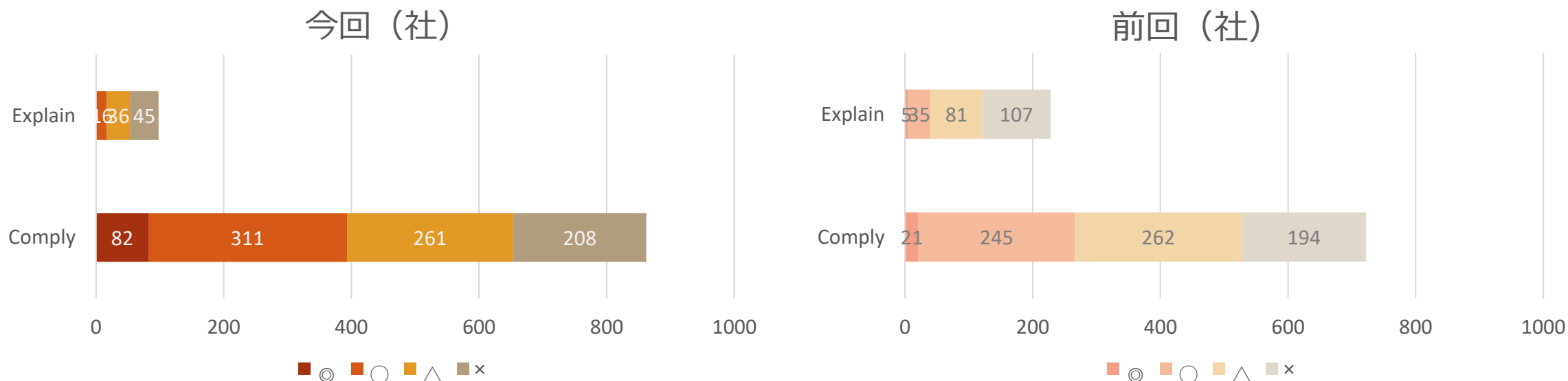
特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

開示を要する事項等

開示事項	開示内容等
自社のサステナビリティについての取組み	企業価値向上の観点からの自社のサステナビリティについての取組み
人的資本や知的財産への投資等	人的資本や知的財産などの無形資産に関する投資やその評価
TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示	TCFD提言の項目ごとの開示の有無、シナリオ分析を行っている場合にはその旨など

5-3 補充原則3-1③ クロス分析：形式的COMPLYが増加

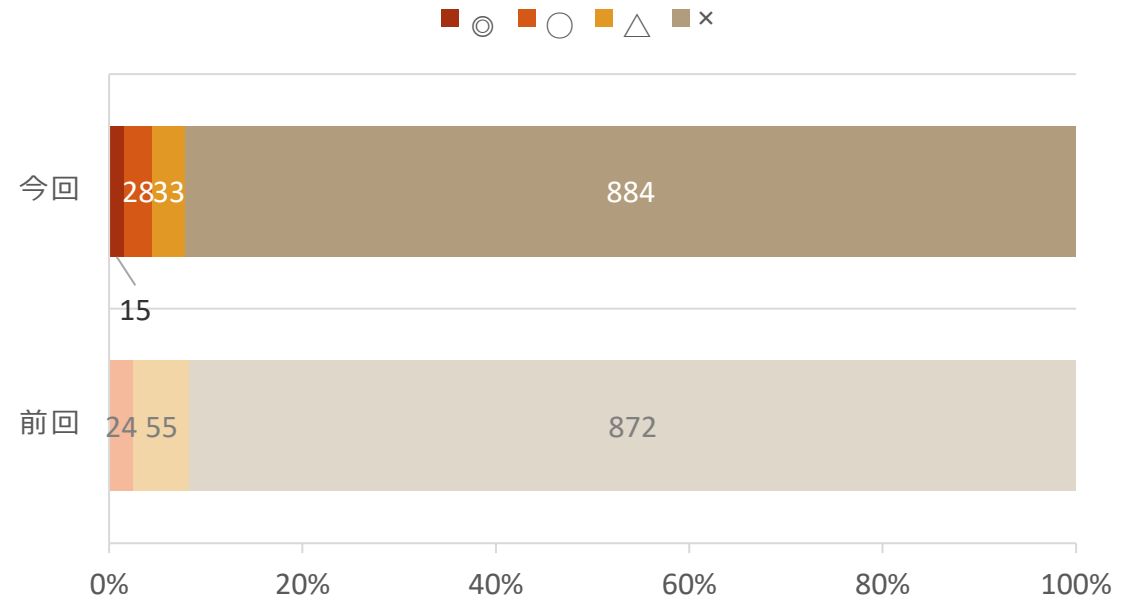
- 補充原則3-1③の記載内容の評価（◎、○、△、×）を、Comply/Explain別にすると以下のとおりとなる。
- 前述のとおり、Explainとした企業数は大幅に減少し、それに伴って「Explain」かつ「×」の企業数も45社へと約半数となった。
- しかし、「Comply」かつ「×」といういわゆる「形式的Comply」の企業数は、前回の194社から今回は208社へと14社増加しており、「△」の会社（前回比1社減少）も含めて、引き続き改善を促していく必要がある。



5-4 補充原則4-2②：大部分の企業が記載なし

- 補充原則4-2②については、前回も今回も9割以上の企業が、コーポレートガバナンス報告書に何も記載がない「×」評価となっている。
- 本補充原則は、前述の補充原則3-1③が特定事項開示の対象となっているのとは異なり、コーポレートガバナンス・コードにおいては特段の記載が義務とはなっていない。
- しかし、絶対的に数が少ないとはいえ、今回は「◎」評価が15社、「○」評価が28社となり、「知財・無形資産投資の取締役会による監督」に関する記載を行う企業が増えてきていることは、注目に値する。
- 任意記載事項であるため、急激な改善は望みにくいですが、上記の企業を参考に他の会社の記載の充実が図られることが望まれる。

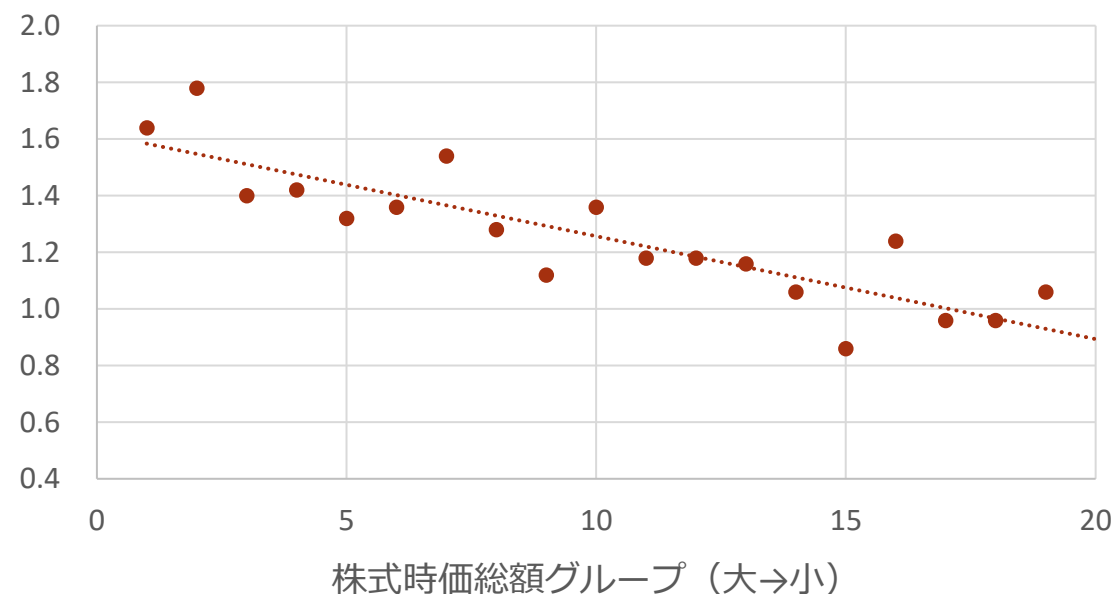
補充原則4-2②の記載状況（社）



6-1 株式時価総額とCG報告書（3-1③）評価

- 右のグラフは、株式時価総額を大きい順に50社ずつのグループ（グループ1からグループ19）とし、それぞれのグループで補充原則3-1③の開示状況評価（◎3点、○2点、△1点、×0点）の平均値を取って、プロットしたものである。
- 全体として、時価総額が大きい左側のグループの評価点が高く、時価総額が小さくなるに従って評価点が下がる傾向がある。
- 当然ながら、CG報告書の記載内容が優れていれば株式時価総額が高くなる、というような因果関係を示すものではないが、株式時価総額が大きい企業の方が、CG報告書をしっかりと記載しているという傾向は見て取れる。

株式時価総額グループ別CG報告書開示評価

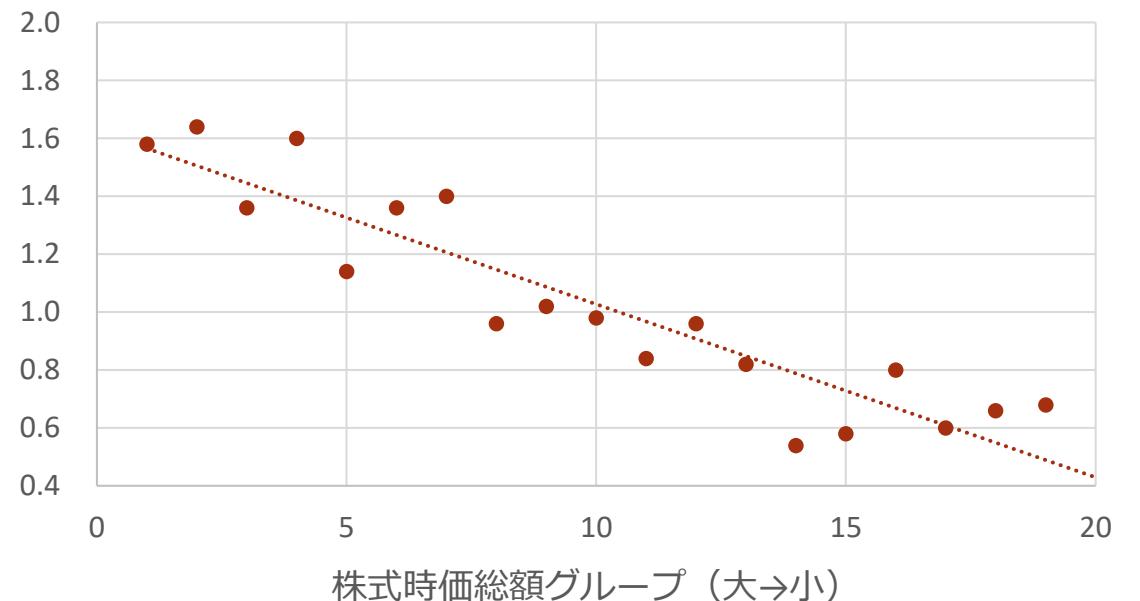


(注) ◎を3点、○を2点、△を1点、×を0点としている。

6-2 株式時価総額と総合評価（統合報告書等の開示状況）

- 右のグラフは、前ページと同じく評価対象会社を時価総額別のグループに分けて、縦軸に各グループにおける統合報告書等総合評価（◎ 3点、○ 2点、△ 1点、× 0点）の平均点をプロットしたものである。
- 前ページのCG報告書（補充原則3-1③）の場合と同様に、株式時価総額が大きいグループほど平均点が高くなっている傾向にある。
- また、前ページのCG報告書の比べ、統合報告書等の総合評価の方が傾きが大きく、株式時価総額に基づく減数傾向は顕著になっている。この傾向は前回も同様であった。

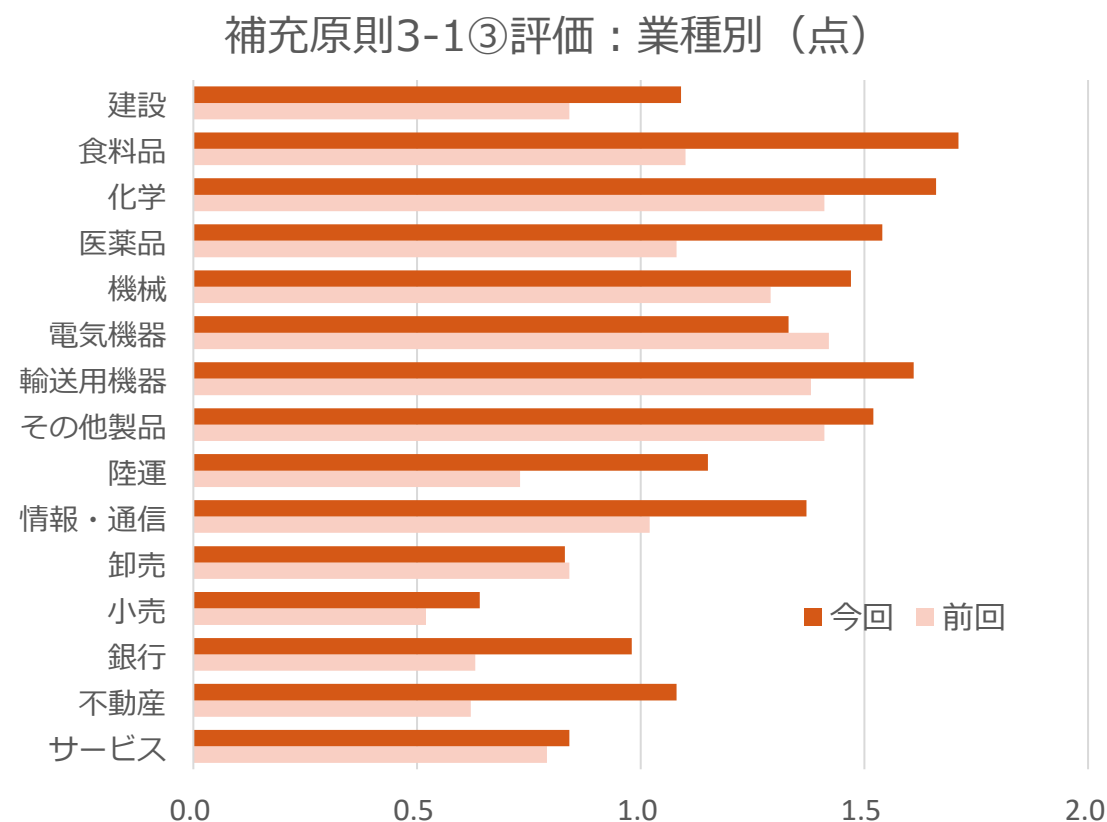
株式時価総額グループ別統合報告書等総合評価



(注) ◎を3点、○を2点、△を1点、×を0点としている。

7-1 業種別分析：CG報告書（補充原則3-1③）評価

- 右のグラフは、CG報告書（補充原則3-1③）の記載状況に関する評価について、調査対象企業を東証33業種分類で区分し、前ページと同様に業種別の平均点を示したものである。
 - 各業種で20社以上のもののみを表示している（以下同様）。
- 食料品、化学、輸送用機器、医薬品およびその他製品の5業種で平均点が1.5点を超過しており、これらの業種では記載内容が充実していると言える。
- 逆に、小売、卸売、サービスおよび銀行の4業種では、平均点が1.0点を下回っている。
- 前回との比較では、食料品、医薬品、陸運、情報・通信、銀行および不動産で評価が大きく改善している。

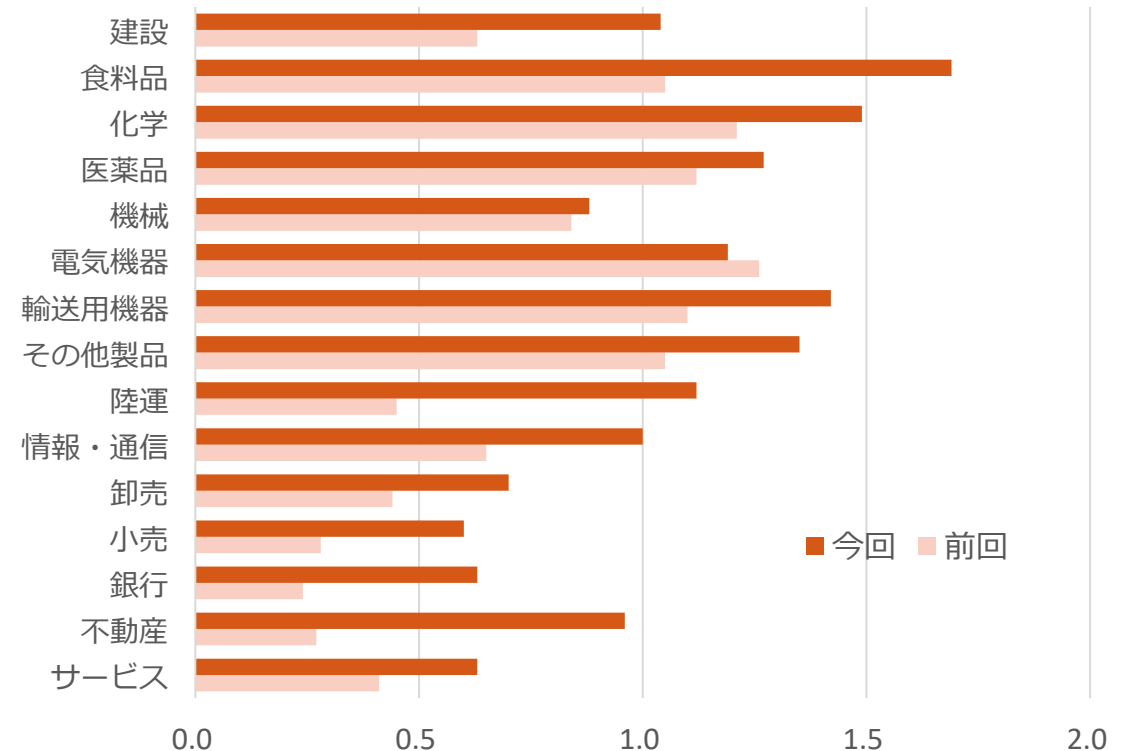


(注) ◎を3点、○を2点、△を1点、×を0点としている。

7-2 業種別分析：総合（統合報告書等）評価

- 右のグラフは、統合報告書等の記載内容に関する総合評価について、調査対象企業を東証33業種分類で区分し、前ページと同様に、各業種の平均点を示したものである。
- 上位5業種は、前ページと同じく食料品、化学、輸送用機器、その他製品および医薬品となっている。
 - 食料品は、その中でも平均点1.7点と突出しており、評価が高い。
- 下位業種についても前ページと同じく、小売、サービス、銀行および卸売となっている。
 - これらの業種についても、前回からは評価が大きく改善している。

総合評価：業種別（点）

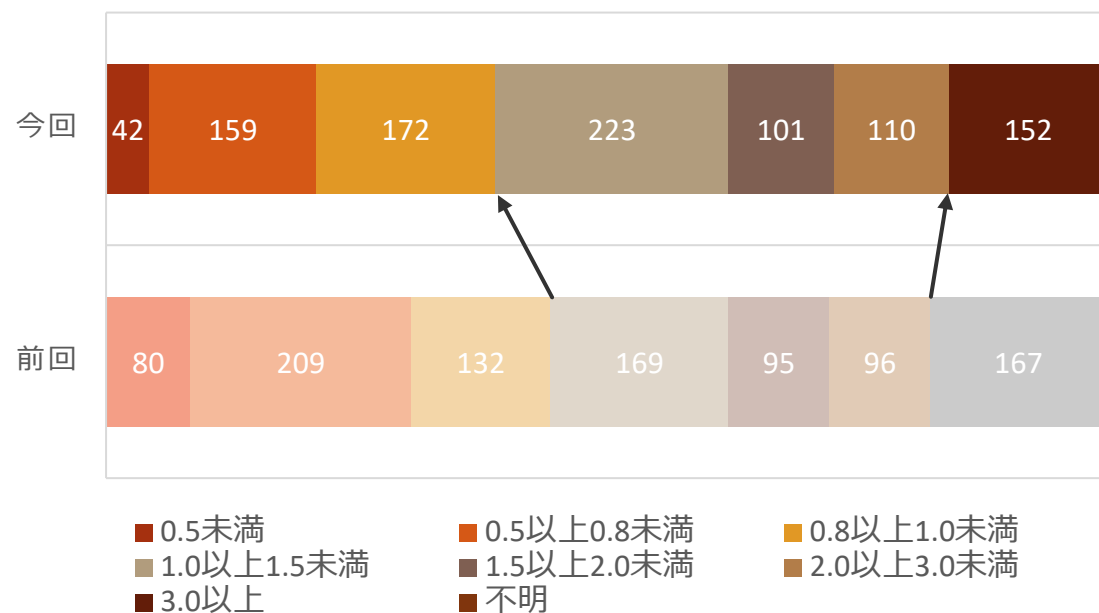


(注) ◎を3点、○を2点、△を1点、×を0点としている。

8-1 PBR分析：層別の分布状況

- 調査対象会社のうち、PBRが1倍以上3倍未満の企業は全体の46%（444社）であり、前回の38%（360社）と比較すると、8%ポイント上昇している。
- 層別に見ると、最も低い「0.5倍未満」と「0.5倍以上0.8倍未満」および最も高い「3.0倍以上」の層で割合が上昇しており、0.8倍から3.0倍までの層に集まってきたといえる状況である。
- 調査対象会社全社（今回960社、前回950社）のPBRの中央値は、今回が1.20倍、前回は1.11倍となっている。
 - このPBRは、東証プライム上場企業の時価総額上位960社の2023年11月6日現在の株価に基づくものである。

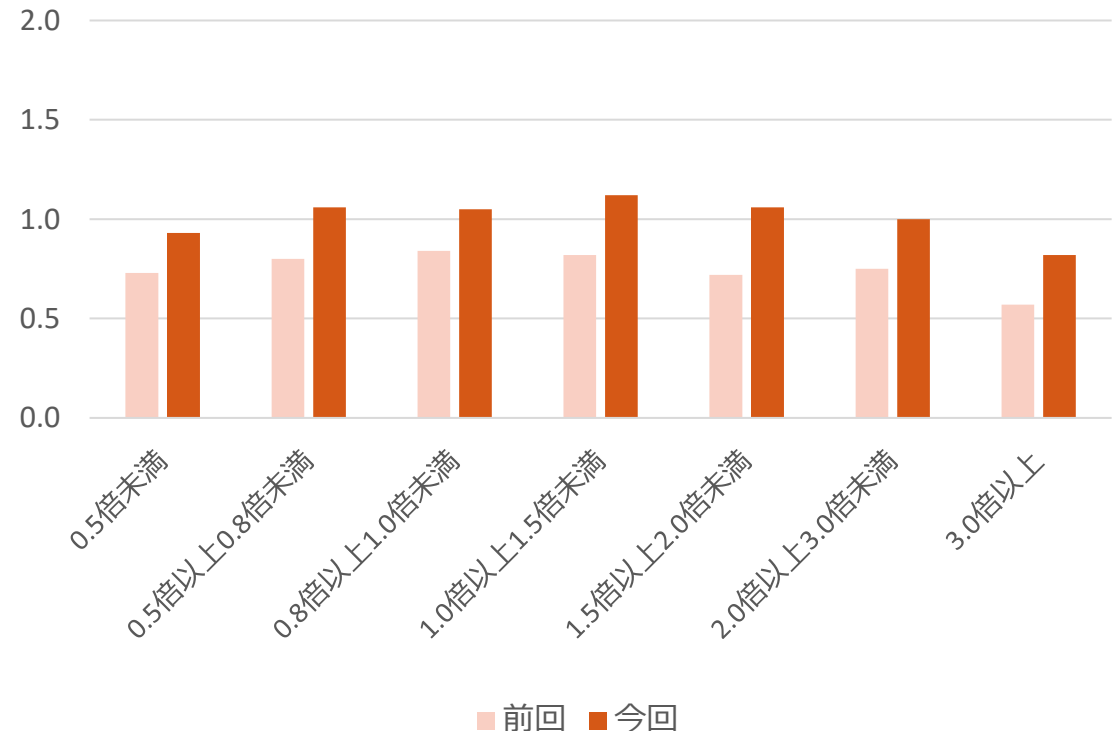
PBRの分布状況（社）



8-2 PBR分析：層別の総合評価

- PBR層別の総合評価は、両端が低く中央が高い形状となっている。
- 具体的には、「1.0倍以上1.5倍未満」が1.12点で最も高くなっており、逆に「0.5倍未満」は0.93点、「3.0倍以上」は0.82点となっている。
- この傾向は前回とほぼ同様であるが、前回と比較すると各層にわたって0.2点から0.3点程度の改善が見られる。
- 「0.5倍未満」（全42社）の総合評価が低くなっているのは、銀行が22社含まれているからと考えられる。
- また、「3.0倍以上」（全152社）の総合評価が低くなっているのは、情報・通信が37社、サービスが27社、小売が22社含まれているからと考えられる。

総合評価：PBR階層別（点）

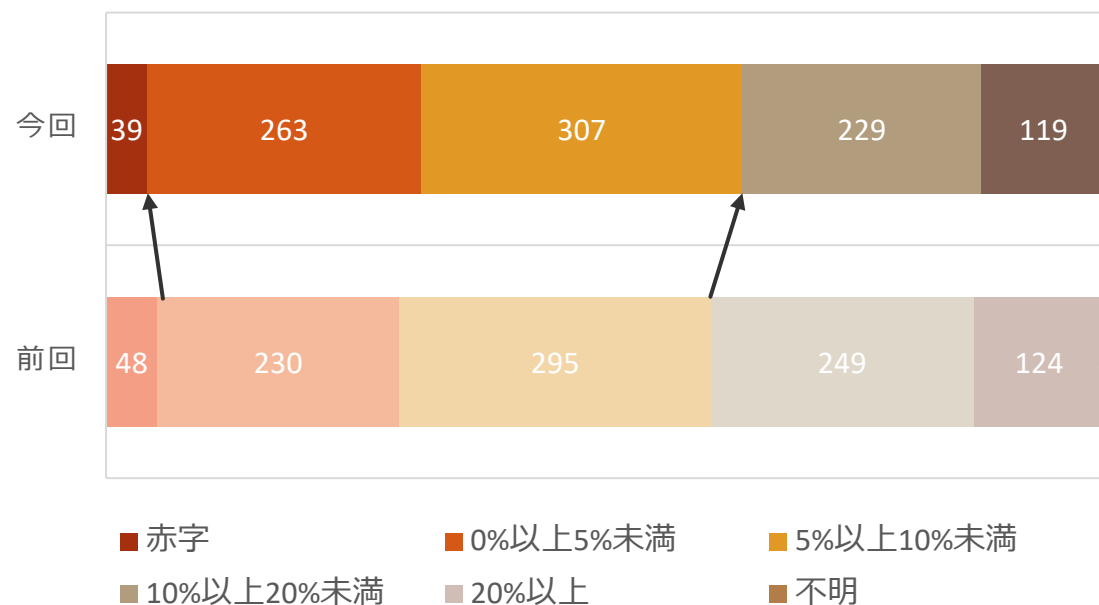


(注) ◎を3点、○を2点、△を1点、×を0点としている。

9-1 営業利益率分析：層別の分布状況

- 調査対象会社のうち、営業利益率が10%以上の企業は全体の36%（348社）であり、前回の39%（373社）と比較すると、3%ポイント低下している。
- 逆に、営業利益率が0%以上10%未満の企業の割合は59%（570社）であり、前回の55%（525社）と比較すると4%ポイント上昇している。
- 上記の結果、調査対象会社全社（今回960社、前回950社）の営業利益率の中央値は、今回が7.45%、前回は8.09%となっている。
 - この営業利益率は、東証プライム上場企業の時価総額上位960社の2023年11月6日現在でSPEEDA様から提供されたデータに基づくものである。

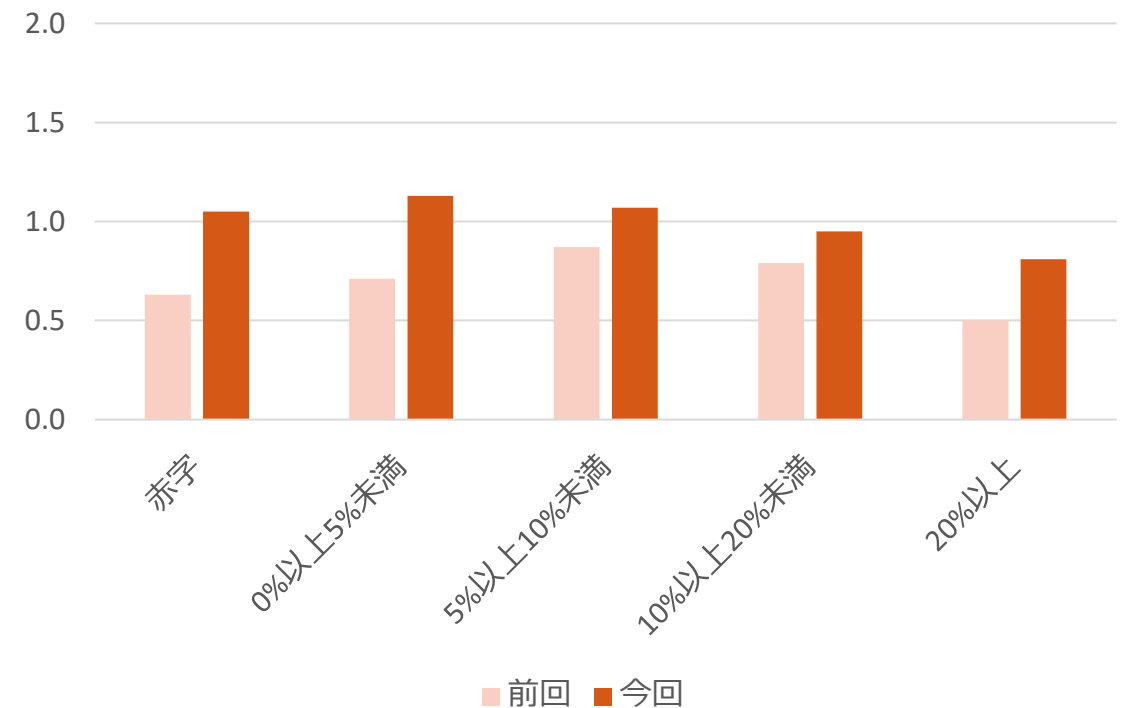
営業利益率の分布状況（社）



9-2 営業利益率分析：層別の総合評価

- 営業利益率層別の総合評価は、両端が低く中央が高い形状となっている。
- 具体的には、「0%以上5%未満」が1.13点で最も高くなっており、逆に「赤字」は1.05点、「20%以上」は0.81点となっている。
- この傾向は前回とほぼ同様であるが、前回と比較すると、最も高い層が「5%以上10%未満」から「0%以上5%未満」に移っていること、および各層にわたって0.2点から0.4点程度の改善が見られる。
- 「赤字」39社には、電気・ガスが8社、小売が6社、情報・通信が4社含まれている。
- 「20%以上」119社には、サービスが21社、情報・通信が18社、電気機器および銀行が13社ずつ、含まれている。

総合評価：営業利益率層別（点）

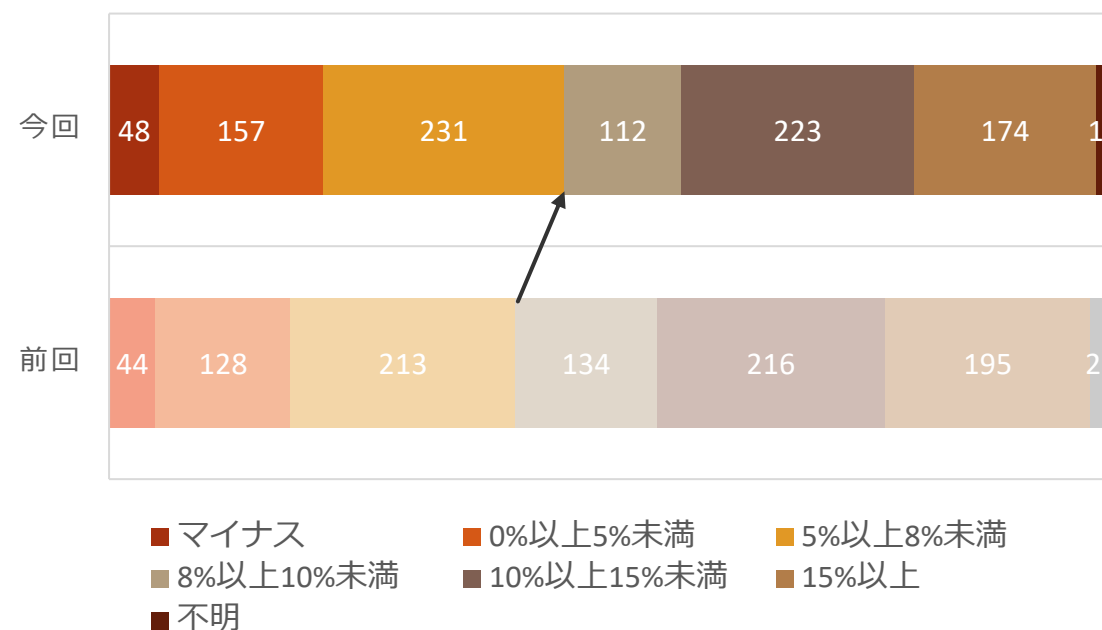


(注) ◎を3点、○を2点、△を1点、×を0点としている。

10-1 ROE分析：層別の分布状況

- 調査対象会社のうち、ROEが8%以上の企業は、全体の53%（509社）であり、前回の57%（545社）と比較すると、4%ポイント低下している。
- 逆に、8%未満の企業の割合は45%（436社）となり、前回の41%（385社）と比較すると、4%ポイント上昇している。
- 上記の結果、調査対象会社全社（今回960社、前回950社）のROEの中央値は、今回が8.23%、前回は8.54%となっている。
 - このROEは、東証プライム上場企業の時価総額上位960社の2023年11月6日現在でSPEEDA様から提供されたデータに基づくものである。

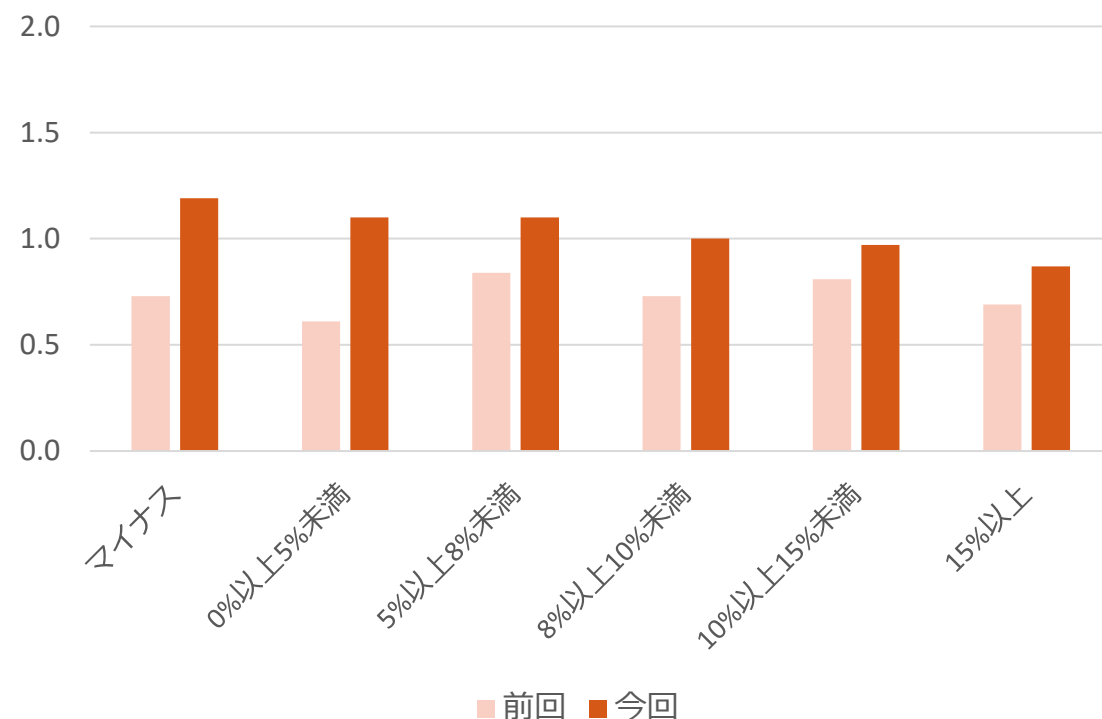
ROEの分布状況（社）



10-2 ROE分析：層別の総合評価

- ROE層別の総合評価は、左が高く右が低い右下がりの形状となっている。
- 具体的には、ROE「マイナス」が1.19点で最も高くなっており、ROE「15%以上」は0.87点で最も低くなっている。
- 前回と比較すると、全ての層において評価点が増加しており、特にROE「マイナス」と「0%以上5%未満」の層での改善幅が大きい。
- 「マイナス」48社には、総合評価が高い食料品3社、繊維2社、パルプ・紙2社、化学2社が含まれていて、この層の平均点を押し上げている。
- 「15%以上」174社には、情報・通信が28社、卸売が16社、サービスが29社含まれており、これらがこの層の平均点を押し下げている。

総合評価：ROE層別（点）

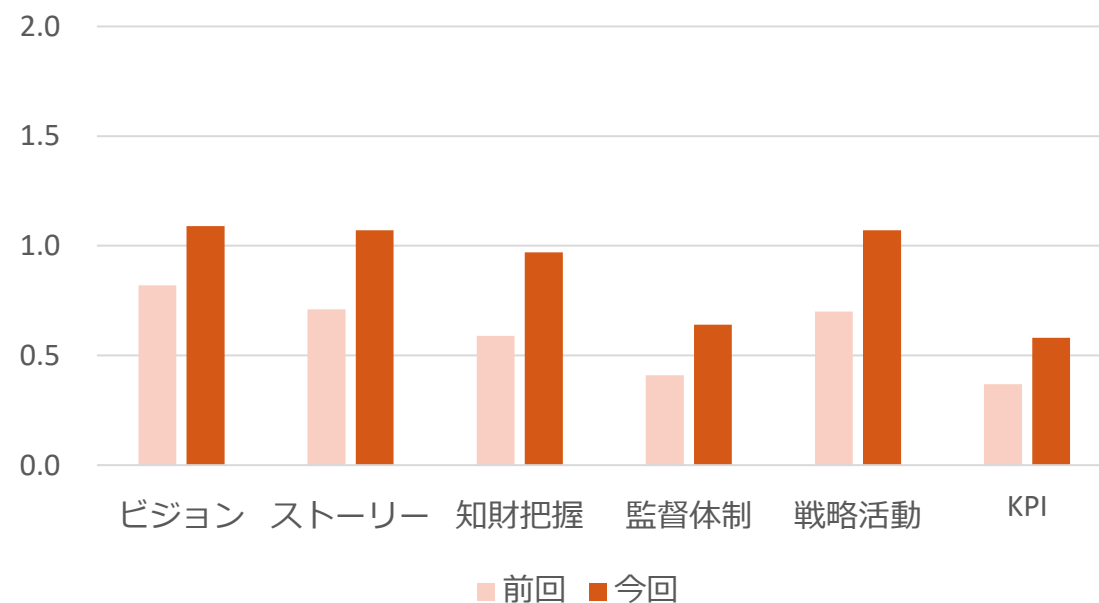


(注) ◎を3点、○を2点、△を1点、×を0点としている。

1 1 投資家視点評価：前回から大きく改善するものなお不十分

- 今回も、投資家視点の6項目について評価を行った。
- いずれの項目についても前回から評価が約0.2点上がっており、知財・無形資産の投資・活動状況等に関する開示の充実が図られている。
- 項目別に見ると、前回と同様に、ビジョン、ストーリーおよび戦略活動についての評価が相対的に高い。
- ただし、これら3項目についてもようやく1点（△評価）を超えた程度であり、記載内容は総じて不十分である。

投資家視点の記載項目評価（点）



(注) ○を2点、△を1点、×を0点としている。

1 2 本調査・分析のまとめ

1. ミニマム・スタンダード（CG報告書における開示：MS調査）の充足状況について
 - 補充原則3-1③で90%（前回比+14%ポイント）、補充原則4-2②で96%（同+3%ポイント）がComplyとなり、ほとんどの企業がコードの実施を宣言する状況となった。
 - 記載状況をみると、義務開示事項がある補充原則3-1③でも、「◎」と「○」を合わせても全体の41%にとどまっており、補充原則4-2②では全体の92%が全く記載がない状況となっている。
 - なお、補充原則3-1③について、Complyとしていながら全く記載がない（形式的Comply）割合が前回の20%（194社）から今回22%（208社）へと増加している。
 - 他方、優良と認められる「◎」は、補充原則3-1③で83社、補充原則4-2②でも15社あった。
 - 全体としては、大部分の企業がComplyとする状況のもと、開示の状況は充実する方向にはあるものの、いまだ過半数が期待される水準には達しておらず、引き続き改善に向けての努力が必要な状況といえる。
2. ポジティブ・アクション（統合報告書等における任意開示：PA調査）の取り組み状況について
 - CG報告書の開示状況が改善しているのと同様に、統合報告書等における任意開示の状況も改善傾向にある。
 - 業種別で見てもほぼ全ての業種において、総合評価の平均点が増加した。
 - ただし、総じて製造業が高く、非製造業が低いのは前回と同様である。
 - 業種別で評価が高いのは、食料品、化学、輸送用機器であり、改善幅が大きいのは、不動産、陸運、食料品となった。
3. PBR等と開示状況の関連について
 - 株式時価総額との関連では、補充原則3-1③の開示状況評価についても、統合報告書等による開示状況評価のいずれについても、時価総額が大きいほど評価が高いという関係性が見られた。
 - 他方、PBRや営業利益率との間には、明確な関係は見られなかった。また、ROEの間ではROEが低いほど開示状況が良好、という結果となった。

13 おわりに

- コーポレートガバナンス・コードが改訂され、「知的財産への投資」について開示と監督が明記されてから2年半が経過した。この間、政府（知的財産戦略推進事務局）からも知財・無形資産ガバナンスガイドライン（Ver1.0、Ver2.0）が出され、上場会社も手探りながら知財・無形資産に関する開示とその改善を進めてきたところである。
- 今回の調査により、コーポレートガバナンス報告書における開示（ミニマム・スタンダード）も、統合報告書における開示（ポジティブ・アクション）のいずれについても、開示状況は改善しており、全体として良い方向に進んでいることが確認できた。
- しかし、その開示内容はまだまだ不十分であると言わざるを得ず、今後も継続的な改善が必要である。
- 企業が持続的に成長し企業価値向上を実現していくためには、資本コスト（WACCや株主資本コスト）を上回る収益力（ROICやROE）を獲得することが求められる。そして、近年では企業価値の大部分は有形資産から無形資産に置き換わっていることから、知的財産や無形資産への戦略的な投資とその活用が企業価値創造・向上の鍵となっている。
- このことは、東京証券取引所が2023年3月31日に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」においても、企業が持続的な成長の実現に向けた知財・無形資産創出につながる研究開発投資・人的資本への投資を行うことを求めていることからわかる。このため、企業には、自社の経営戦略の中に、知財・無形資産への投資を明確に位置付けて経営活動を実践するとともに、その方針や内容を分かりやすく、投資家などのステークホルダーに開示する取り組みを継続的に実施していくことが期待されている。
- 調査対象とした約1,000社のコーポレートガバナンス報告書と統合報告書等を人の目によって評価していくことは、絶対的な時間と労力を要する作業であり、本調査に協力してくださった知財アナリストの方々や知財コンサル等分科会の皆様にはあらためて御礼申し上げますとともに、当研究会も知財・無形資産の開示・監督状況の改善に少しでも寄与できるように今後も調査活動を続けていく所存である。



調査協力組織一覧

知財コンサル等分科会（順不同、敬称略）

組織名	氏名	組織名	氏名
HRガバナンス・リーダーズ株式会社	菊地 修	高野誠司特許事務所	高野 誠司
工藤一郎国際特許事務所	工藤 一郎	正林国際特許商標事務所	鳥海 博
IP FORWARD法律特許事務所	鷹野 亨	弁護士法人クレオ国際法律特許事務所	西脇 怜史
IPTech弁理士法人	菅原 春香	弁理士法人 坂本国際特許商標事務所	坂本 智弘
NGB株式会社	伊藤 寿	弁理士法人 志賀国際特許事務所	西澤 和純
SUN・GROUPホールディングス株式会社	藤本 周一	弁理士法人IPX	押谷 昌宗
TMI総合法律事務所	大貫 敏史	弁理士法人スズエ国際特許事務所	赤堀 孝
アクシス国際弁理士法人	中澤 佐智子	株式会社IPエージェント	青沼 太
サイバーパテント株式会社	岩本 竜也	株式会社知財ランドスケープ	山内 明
さくらパートナーズ IPアソシエイツ弁理士事務所	森岡 智昭	川瀬知的財産情報サービス/IPシャフト	川瀬 健人
パナソニック ソリューションテクノロジー株式会社	鈴木 崇大	Authense弁理士法人/cotobox株式会社	五味 和泰
よろず知財戦略コンサルティンク	萬 秀憲	阿部・井窪・片山法律事務所	岩間 智女
レガッタ国際特許事務所	河野上 正晴	佐藤総合特許事務所	佐藤 寿
株式会社IP Bridge	塩崎 義晃	IP Valuation 特許事務所	松本 浩一郎
株式会社アットグローバル	伊藤 彩夫		

知的財産アナリスト（順不同、敬称略）

氏名	氏名
岸本 圭祐	川島 三喜男
桑原 愛	浅野 祐太
所 健司	中西 淑人
小岩 美和	波多 絵美
小川 泰典	前田 大貴
荻田 雅彦	竹原 伸彦
小澤 良太郎	唐木 沙織
三沢 岳志	平井 鉦一

- 本資料は信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示したすべての内容は、当社の現時点での判断を示しているに過ぎません。
- また、本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いかねます。
- 本資料は、当社や作成者、引用元・出典元の著作物であり、著作権法により保護されています。
- 著作権者等の事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を、複製、翻案、転送、公衆送信等の利用をすることは、著作権法により禁じられています。
- 本資料や説明の内容における意見等については、知財ガバナンス研究会 知財コンサル等分科会の見解や、説明者の個人的な見解であり、その会員が所属している会社や団体の見解ではございません。

本資料に関する問い合わせ先

知財ガバナンス研究会 代表幹事
知財コンサル等分科会 リーダ
HRガバナンス・リーダーズ 菊地 修
osamu_kikuchi@hrgl.jp

知財ガバナンス研究会 知財コンサル等分科会 サブリーダ
IP Valuation 特許事務所 松本 浩一郎
kmatsu@ipval.net